建築行為等届出書

世田谷区長 あて

届出者	住	所			
	氏	名			

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

世田谷区街づくり条例第25条の規定により、

- 1土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築又は工作物の建設
- 3 建築物等の用途の変更 について、次のとおり届出ます。
- 4 建築物等の形態又は意匠の変更
- 5 木 竹 の 伐 採

建築行為等の場所		地	番	世田谷区		丁目	1	番			
■ 建 栄 1」 為 寺 ■	り場所	住居表	示	世田谷区		丁目	1	番		-	
建築行為等の着手予定日				4	年	月 日	1				
建築行為等	等の完了	予定日	3	4	年	月月	1				
用途地域等			地:	域建蔽率		% 容積率	率	%	防火・準円	防火・無指定	
加速地域 等		凊	医地	区 日影規制	I		その	也			
1 土地の区	画形質の	変 更	行為	の目的			区域	の面積		m²	
2 建築物の建築	築又は工作物の	の建設	新多	· 改築	増築	· 移転	建築	物の用途	*		
計 敷地面積	其	m²	建築	面積	m²	延べ面積		m²	建築物等の	高さ m	
画 形態·意	匠		建蔽	率	%	容積率		%	壁面の位置	m	
概構造	- 造			微 地上 階/地下 階 垣又は				垣又は	はさくの構造		
要その他			•				•				
3 建築物等の用途の変更				変更部分の面積 変更前の用途					変更後の用途		
3 建築物等	の用述の	変 史	m²								
4 建築物等の	形態又は意匠の	の変更	変更の内容								
5 木 竹	の 伐	採	行為の目的						行為の面積 m ²		
添付図書 案内図 配置図 【各階平面図 【立面図(着色等) 【断面図 【外構図】 その他(
※審査欄(書き込	まないでくだ	さい。)									
地 区 名									巫		
事業の種別									受 付 印		
その他の事項											

連絡先 住 所 氏 名 電話番号

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

世田谷区長 殿

 届出者
 住所

 氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

土石、廃棄物又は再生資源の堆積

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 世田谷区 丁目 番 号「(地番) 丁目 番]

2 行為の着手予定日 年

 年
 月
 日

 年
 月
 日

4 設計又は施行方法

3

行為の完了予定日

		画形質の変	(田)	12,1	よの五種	£									m²
		区域の面積									III				
(2)	(イ) 1	行為の種別 (建築物の建			築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転))		
建築					届 出 部 分 届出以外の部分				合				計		
物	(口)	(i)敷地ī	面積											m^2	
の 建	設	(ii)建築	又は建設面積				m²			m²					m²
築	計	(iii)延べ面積				m²			m²					m²	
又	, ,		山傾	(m^2)	(m^2)	(m^2)
は	の	(iv)敷地(の地盤面の高さ		(vii)緑化施設の面積										
工作	概		カュは			m						m^2			
作物	要	(v)高さ					(viii)用途								
0			地盤面から				m								
建		(vi)居室(ri)居室の床面の高さ				(ix)垣またはさくの構造								
設			カュウ				m								
	築物等	(イ)変更	部分の延べ面積		(口)変	更	前	0)	用途	(ハ)変	更	後	0	用	途
	の用途の 変更														
(4)建築物等の形態又は意匠の変更					変更の内容										
(5)木竹の伐採					伐採面	積	_	_							m²
(6) 土石、廃棄物又は 物件の堆積					責を行う土地の面積 物件の種類										
再生資源の堆積								m²							

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
 - 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(ii)延べ面積欄の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
 - 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
 - 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。
 - 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
 - 3 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的内容を記載すること。

連絡先 住所

沿道地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

世田谷区長 殿

届出者 住所

氏名

について、下記のとおり届け出ます。

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第1項の規定により、

土地の区画形質の変更

建築物等の新築、改築又は増築

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採

記

1 行為の場所 世田谷区 丁目 番 号 [(地番) 丁目 番

日

行為の着手予定日

年 月 日 年 月

3 行為の完了予定日 設計又は施行方法

(1)	土地	の区		区域の面積								
(2)	(イ) 彳	う 為の利	重別 (建築物・工作物)	(新築・改築・増築)								
建				届	出	部 分	届出以外の部分	合	計			
築物	(口)	(i)	敷 地 面 積						m²			
等		(ii)	建築面積			m²	m²		m²			
の新	設	(iii)	延べ面積	(m^2 m^2)	$\begin{pmatrix} m^2 \\ m^2 \end{pmatrix}$	(m² m²)			
築、	計		建築物の沿道整備道路 に面する部分の長さ			m	m		m			
改築	<i>𝑉</i>		敷地の沿道整備道路に 接する部分の長さ						m			
又	概		地盤面から m	(vii) 緑	化施設の	面積		m²			
は 増	要	(vi) 高さ	沿道整備道	(viii								
築		l⊓1 C	路の路面の m 中心から	(ix) 垣又はさくの構造								
(3)	ill below on	(イ)	変更部分の延べ面積	•								
	築物等の (ロ)変更前の用途					(ハ)変更後の用途						
(4)	建築物	等の形	態又は意匠の変更	変更の内容								
(5)	木竹の	伐採		伐採面積								

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 沿道地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条の5に規定する内容を定めた沿道地区整備計画の区域内における建築 物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分 の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ 面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(ii)延べ面積欄の合計欄(同 欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

連絡先 住所

電話番号

防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

世田谷区長 殿

届出者 住所

氏名

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物等の新築、改築、増築又は移転

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 世田谷区 丁目 番 号[(地番) 丁目 番]

2 行為の着手予定日

 年
 月
 日

 年
 月
 日

3 行為の完了予定日4 設計又け施行方法

4 政	4													
(1)	土地	の区	画形質	の変	更	区域の面積								
(2)	(イ) ジ	行為の種	重別 (建築	整物・工	作物)	(新築・改築・増築・移転)								
建	(ロ)			届	出音	ß 分	届出以	外の部分	計					
築物		(i) 身	數 地	面	積							m²		
等	⊐ п.	(ii) ¾	建 築	面	積			m²		m²		m²		
の新	設	(iii) §	延べ	面	積	(m^2 m^2)	($ m^2 $ $ m^2 $	(m² m²)		
築、改	計		建築物の特別 役に面する部					m		m		m		
築、	の	(v) 5							m					
増築						(vii)緑化施設の面積						m²		
又	概	(vi)			m	(viii)構 造								
は移	要	高さ				(ix) 用 途								
転					m	(x)	垣又	はさく	の構造					
(3)	を存り	(イ)変更部分の延べ面積				(ロ)変更前の用途 (ハ)変更後の用途								
	建築物等の 一				m²									
(4)	(4) 建築物等の形態又は意匠の変更						変更の内容							
(5)	木竹の)伐採				伐採	面積					m²		
借老														

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 防災街区整備地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条の4に規定する内容を定めた防災街区整備地区計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の ()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(μ)(μ)(μ)) 敷地面積の合計欄及び(2)(μ)(μ)(μ)) 延べ面積欄の合計欄(同欄中の())は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

連絡先 住所 電話番号